

公募型プロポーザル質問応答書

業務名：令和7年度 「介護予防・日常生活支援総合事業」①短期集中予防サービス事業

番号	資料	項目	質問事項	回答
1	令和7年度 豊見城市 短期集中予防サービス事業 仕様書	仕様書8【事業実施方法】 (2) 事業実施回数	「事業実施回数」に関して、「週1~2回の実施とする」とありますが、受託者が回数を決定するということでしょうか。もしくは2回実施し、利用者によって週1回参加と2回参加に分かれるということでしょうか。	仕様書8 (2) ※リエイブルメント型に記載しているとおり、リエイブルメント型は週1回とします。トレーニングマシン使用型については、事業者の実施内容により週1もしくは2回実施とします。利用者により実施回数を変更し、それぞれのクラスを編成することは委託金額内で実施可能です。但しその必要が生じた場合は、市と協議の上実施します。(6月までの移行期間は週2回とします)
2	令和7年度 豊見城市 短期集中予防サービス事業 仕様書	仕様書8【事業実施方法】 (2) 事業実施回数	「事業実施回数」に関して、「トレーニングマシン使用型：6月までは前年度の移行期とし」とありますが、延長者がいる場合に開催ということでしょうか。	令和6年度までの内容を6月までは実施して頂きます。3月時点で、待機者もいます。その方に対し事業説明をする際に現在実施している内容で説明をしています。そのため、現在の内容の短期集中予防サービス事業の新規の受入れを4月までとし、その方が3ヶ月利用し6月で卒業するため、6月までを移行期としています。(現行の短期集中予防サービス事業はクール制でなく、随時受入れ制のため、移行期間が必要となります。)